

加古川税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、申告書などのe-Tax・郵送等での提出にご協力をお願いします

STEP 1 国税庁ホームページから「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

申告書作成会場に行く手間がかかりません。また、パソコンやスマートフォンなどから24時間いつでも申告書の作成ができます！

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書を作成できます。

STEP 3 申告書を提出（申告書の提出方法は2通りあります）

①e-Tax で送信

◎マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード及びICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンなどが必要です。

◎ID・パスワードで送信

IDとパスワードが必要です。発行手続は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、最寄りの税務署にお越しください。

②印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。プリンターをお持ちでない場合も、コンビニエンスストアなどのプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。



▲e-Tax ご利用の流れ (国税庁ホームページ)

自宅などで申告書が作成できない場合には、こちらの会場をご利用ください

●加古川税務署の申告書作成会場は、

ニッケパークタウン 本館1階センタープラザです。

※開設期間中、加古川税務署には申告書作成会場は設けていませんので、ご注意ください。

開設期間 2月16日(火)～3月15日(月)

(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日(日)及び2月28日(日)は開設しています。)

相談受付時間 9:00～16:00

※会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場入口で当日発行を行っているほか、LINEを利用してオンラインで事前発行することも可能です。当日は、入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。

所在地 加古川市加古川町寺家町173-1

その他
・会場入口では、検温を実施し、体調不良の人は入場をお断りする場合があります。
・ご来場の際は、マスクの着用、筆記用具や計算器具などのご持参をお願いします。
・会場では納税できませんので、お近くの金融機関などをご利用ください。



「みんなが主役 取り組もう!!ごみ減量とリサイクル」

ごみ減量目標達成に向け、ラストスパート！

これまで、町では可燃ごみ量の年間目標8,625tに向けて、ごみ減量に取り組んできましたが、いよいよ、今年度も残り2カ月となりました。

今回は、令和2年4月から12月までの可燃ごみ量についてお知らせします。

可燃ごみ量は、皆様のご協力により昨年の同時期と比較して469t減少しました。今年度の残り2カ月も引き続き、ごみ減量・分別に、ご協力をお願いします。

稲美町における可燃ごみ量の比較 9カ月実績(4月～12月) (t)

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	合計
令和2年度(①)	2,244	2,106	2,109	6,460
令和元年度(②)	2,365	2,325	2,238	6,929
① - ②	△121	△219	△129	△469

★ごみ減量に向けて、古紙類を分別しましょう！！

可燃ごみの中には、リサイクル可能な紙ごみが多く混ざっています。可燃ごみの4割以上を占める古紙類の分別を行うことはごみの減量に効果的です。

可燃ごみの減量と資源化を目的として、さらなる減量に向けて古紙類の分別をお願いします。

古紙類の出し方 それぞれの品目ごとに分別して出してください。

●新聞

新聞(広告類を含む)は、まとまった量で束ねて、バラバラにならないようにひもで十文字にしばって出してください。



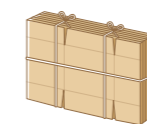
●雑誌

週刊誌・月刊誌・書籍・教科書・カタログ・ノート・辞書などの雑誌類は、片手で持ち上げられる程度の量を束ねて、バラバラにならないようにひもで十文字にしばって出してください。



●ダンボール

粘着テープ・カーボン紙などのダンボール以外の異物をはがし、折りたたんで箱を平らにして、まとまった量を束ねてひもで十文字にしばって出してください。



●飲料用紙パック

水洗いし、切り開き、乾燥させてから束ねてひもで十文字にしばって出してください。



●その他の紙(雑がみ)

下記のようなものが、その他の紙(雑がみ)として出すことができます。大きい紙はまとめてひもでしばって出してください。小さい紙は古い封筒や古い紙袋に入れて出してください。



どんなものが「その他の紙(雑がみ)」?

メモ用紙・コピー用紙 はがき(圧着はがきは除く)・値札	ティッシュの箱 (取り出し口のビニールは可燃ごみへ)	菓子箱や食品類の箱	投げ込みちらし プリント類 パンフレット・カタログ	カレンダー (留め金具は不燃ごみへ)
包装紙	トイレトーパーや ラップの芯	紙袋 (持ち手が紙以外のひも などの場合は取り除き 可燃ごみへ)	封筒 (窓のセロファンは 可燃ごみへ)	その他 (ワイシャツの台紙・ 紙製のファイルなど)

※金属やプラスチックは取り除くこと

【注意】古紙類として回収できないもの

汚れている紙類、コーティングされているもの(金・銀・フィルム・ワックスなど)、ビニール加工紙、ティッシュペーパー、キッチンペーパー、臭いのついた紙(線香の紙箱など)、紙おむつ、圧着はがき、写真、感熱紙、カーボン紙(領収書など)、のり付きラベルなどは、可燃ごみとして出してください。

古紙類を出していただく場所

びん・ペットボトルを収集しているドラム缶や青いかごのある資源ごみステーションに出してください。なお、自治会・子ども会などで廃品回収を実施している場合は、そちらを優先してください。

